

熊本県監査委員公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により令和元年（2019年）10月3日から令和2年（2020年）1月27日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年（2020年）9月28日

熊本県監査委員 福 島 誠 治
同 竹 中 潮
同 岩 下 栄 一
同 山 口 裕

意見事項

監査対象団体 (所管課)	監査の結果に付した意見	意見に対する通知事項
肥薩おれんじ 鉄道株式会社 (交通政策課)	<p>(経営改善に向けての対策について)</p> <p>経営改善のため様々な営業努力がなされているが、道路交通網の整備や鉄道沿線人口の減少など社会情勢の変化もあり、鉄道利用者の減少傾向が続いている。</p> <p>平成30年度(2018年度)の経常損益は、6億6,900万円の赤字であり、経常赤字は開業以来15年連続で過去最大であった。</p> <p>赤字体質から脱却できないまま推移すれば、近い将来、債務超過に陥る事態も懸念される。</p> <p>出資法人と連携、協力しながら、中期経営計画の着実な推進を図り、経営改善に向けた対策について検討されたい。</p>	<p>現在、県として、平成29年6月に策定した中期経営計画（H29～R3）に掲げられている経営改善に向けた各施策の取組みに対して、取締役会や株主総会の場等で進捗状況を確認するとともに、運行支援対策事業補助金を交付するなど、経営改善に向けて取り組んでいる。</p> <p>さらに、今年度においては、鹿児島県及び会社と連携して、専門家の知見を活用した経営状況・財務状況の分析を実施することとしており、将来にわたり安全かつ安定的な鉄道事業の展開や債務超過を回避するための具体的かつ実効性のある施策を検討し、令和4年度以降を対象年度とする次期中期経営計画策定の準備を行っていく。</p>

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。